

# 鉄道利用運送事業混載荷物運賃料金

2019年10月1日実施

## I 運賃料金の種別および額

### 1. 基本運賃料金

#### (1)基準料率表

ア. 顧客運賃				単位: 円
距離別	重量別	30キログラムまで	30キログラムをこえ50キログラムまで	50キログラムをこえるものは50キログラムまでを増すごとに
	100キロメートルまで	600	630	340
	200 "	610	650	360
	300 "	620	670	390
	400 "	650	700	440
	500 "	730	810	510
	600 "	830	920	600
	700 "	930	1,020	700
	800 "	1,020	1,100	800
	900 "	1,080	1,190	860
	1,000 "	1,160	1,280	950
	1,100 "	1,240	1,350	1,040
	1,200 "	1,310	1,430	1,100
	1,300 "	1,390	1,500	1,170
	1,400 "	1,470	1,560	1,240
	1,500 "	1,540	1,640	1,290
	1,600 "	1,600	1,700	1,360
	1,700 "	1,660	1,770	1,420
	1,800 "	1,710	1,810	1,470
	1,900 "	1,760	1,860	1,530
	2,000 "	1,790	1,890	1,560
	2,000キロメートルをこえるものは、100キロメートルまでを増すごとに	34	34	34

#### イ. 集貨料または配達料

集配区域別	重量別	30キログラムまで	30キログラムをこえ50キログラムまで	50キログラムをこえ1トンまでのものは、50キログラムまでを増すごとに	1トンをこえ4トンまでのものは、100キログラムまでを増すごとに	4トンをこえるものは、100キログラムまでを増すごとに
1区		460円	510円	280円	360円	220円
2区		720円	810円	330円	430円	240円
3区		当該地区に適用される一般貨物自動車運送事業特別積合せ運賃料金の基準運賃率表による				

#### ウ. 中継料

50キログラムまでごとに 150円

#### (2)割増率および割引率表

種別	内容	割増率
特大型	ア.1個の長さ3メートル、実重量150キログラムまたは容積1立方メートルをこえるもの イ.1個の長さ6メートル、実重量300キログラムまたは容積2立方メートルをこえるもの	3割 5割
易損品	ア. ガラス及びその製品（容器として使用する場合を含み、20割増適用物品を除きます。） イ. 電気スタンドおよび電気コタツ ウ. ラジオ受信機、テープレコーダーおよび電気蓄音機類 エ. 理化学機械類、医療器類および温度計 オ. 写真機類 カ. 易損度が前各号に定める物品と同程度以上のものであって、かつ特別の取扱いが必要と認められる物品 キ. 荷送人から取扱注意の申出がある物品 ただし、上記の物品であっても易損度が低く、かつ「ニトヤ」の特約のあるものを除きます。	10割
	ア. けい光燈発光管およびネオンチューブ イ. 太陽燈およびレントゲン機械 ウ. 太陽燈発光管、赤外線発光管およびレントゲン管球 エ. テレビジョン受像機および水銀整流器の類 オ. ガラス製かさおよびガラス製グローブ	20割
危険品	ア. 高压ガス イ. 油紙油布類 ウ. 引火性液体 エ. 可燃性固体 オ. 吸湿性発熱物 カ. 酸類 キ. 酸化腐蝕剤 ク. 揮散性毒物（放射性物質を除きます。） ケ. 農薬第1種 コ. 軽火工品（50割増のものを除きます。） 揮散性毒物（放射性物質第2種） 揮散性毒物（放射性物質第1種） ア. 軽火工品（煙火、導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん） イ. 火薬類	10割 20割 30割 50割

種別	内容	割増率
	容器、荷造りの重量を加えた1キログラムの価格が40,000円の割合をこえる物品 i. 貴重品と貴重品でない物品とを同一の梱包とした場合および1キログラムの価格が40,000円以下のものであっても荷送人から貴重品として託送する旨の申告があった場合を含みます。 ii. 動物を除きます。	20割
貴重品	ア. 貨幣、紙幣および銀行券 イ. 印紙および郵便切手 ウ. 公債証券、財務省証券、株券、債券、手形、商品券、その他の有価証券（当せん金付証券法〔昭和23年法律第144号〕に基づいて発行した宝くじ等の未抽せん証券を含みます。） エ. 金・銀・白金その他の貴金属およびその製品 オ. イリジウム、タングステンその他のまれな金属およびその製品 カ. 金剛石、紅玉、緑柱石、その他の宝石およびその製品 キ. 琥珀、真珠、さんご、象牙、べっ甲およびその製品 ク. 美術品および骨とう品	30割
動物	かめ類、食用かえる、初生ひな、魚介類、えさに用いる小虫類および蚤種を除きます。	10割

#### イ. 割引率表

種類	内容	割引率
定型大量輸送荷物	定型かつ大量に輸送される荷物	1.5割

#### ウ. 積込料および取卸料

	上限	下限
1時間ごとに	3,500円	1,000円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員1人あたりの料金

#### エ. 待機時間料

	上限	下限
30分を超える場合において60分までごとに	3,500円	1,000円

#### 2. 附帯料金率表

	種別	料金率	
品代金取立料	発送、到着ごとに1口につき	10,000円まで 10,000円をこえるものは、10,000円までを増すごとに	610 350
着払手数料	到着1口につき		560
移送料	車側から30メートルをこえるもの	1個につき	50
保管料	5日目まで	1個1日につき	170
	6日目以降	1個1日につき	250
指図書数料	1件につき		610
証明書発行手数料	1通につき		520
貨物の荷造り	1時間あたり	上限: 3,500 下限: 1,000	
仕分け	1時間あたり	上限: 3,500 下限: 1,000	
検収及び検品	1時間あたり	上限: 3,500 下限: 1,000	
横持ち	1時間あたり	上限: 3,500 下限: 1,000	
縦持ち	1時間あたり	上限: 3,500 下限: 1,000	
棚入れ	1時間あたり	上限: 3,500 下限: 1,000	
ラベル貼り	1時間あたり	上限: 3,500 下限: 1,000	
はい作業	1時間あたり	上限: 3,500 下限: 1,000	

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員1人あたりの料金

#### 3. 消費税及び地方消費税の運賃・料金への加算

運賃・料金の総額に消費税等に基づく税率を乗じて加算します。

## II 運賃料金の適用方

#### (適用範囲)

1. この運賃料金は、鉄道利用運送事業者が荷物を多数とりまとめ、これを車扱貨物またはコンテナ貨物として鉄道を利用して運送する混載荷物の鉄道利用運送業務およびこれに附帯する業務をおこなう場合に適用します。

#### (運賃料金の種別)

2. 基本運賃料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

- 顧客運賃は発基地駅から着基地駅までの運送区間に対して適用します。基地駅とは鉄道利用運送事業者が混載荷物を鉄道に託送し、または鉄道から受取る駅をいいます。
- 集貨料または配達料は、集貨または配達の業務をおこなう場合および営業所持込または営業所留となる場合に適用します。なお、この場合の営業所には、基地駅の構内営業所およびそれに準ずるものを含みません。
- 中継料は混載荷物を途中基地駅で積みかえて、貨車またはコンテナで継送する場合に適用します。（運賃料金の割増）

3. 運賃料金の割増の種別ごとの適用方は、混載荷物が割増適用荷物に該当する場合に適用します。この場合、荷物の品目は原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。

#### (運賃料金の割引)

4. 定型大量輸送荷物割引は、常時大量に輸送される荷物で、特約した場合に限り適用します。この場合の割引率の適用は、基準料率表における顧客運賃、集貨料および配達料に対して適用します。

#### (積込料及び取卸料)

5. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。(1)車上的における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

(2)作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。(3)積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

#### (待機時間料)

6. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

#### (運賃料金計算の基礎)

7. 運賃料金計算の基礎は、次のとおりとします。

- 一口の範囲
  - 一口とは、荷送人、荷受人、混載荷物の託送ならびに引渡し場所、託送の時および運賃料金支払い方法を同じくするものをいいます。
- 混載荷物の重量
  - 混載荷物の運賃計算重量は、荷物の実重量または容積によって換算した重量のいずれか大きい方によります。この場合の容積換算重量は、1立方メートルを280キログラムに換算します。
- 集配区域
  - 集配区域の1区は、基地駅から10キロメートルまでの区域、2区は、基地駅から10キロメートルをこえ20キロメートルまでの区域、3区は、基地駅から20キロメートルをこえる区域とします。
- 運賃計算キロ程
  - ア. 顧客運賃
    - 顧客運賃計算キロ程は、発着基地駅間の貨物営業キロ程によります。運賃計算キロ程の計算方は、関係鉄道の貨物運送に関する諸規程によります。
  - イ. 集貨料または配達料
    - 集貨料または配達料の運賃計算キロ程は、基地駅を起点または終点または荷主の指定する場所（営業所持込または営業所留となる場合を含む。）までの間の通常走行する経路の実キロ程によります。

#### (運賃料金の計算方)

8. 運賃料金の計算方は、次によります。

- 運賃料金は、基準料率表により発送、到着ごとに一口ごとに計算します。なお、この料率は、50パーセント以内増減したものにより計算することができます。
- 割増率または割引率を適用する混載荷物の顧客運賃、集貨料または配達料は、前号の金額（端数処理をおこなわない金額）に対して所定の率を乗じた金額を加減して計算します。なお、この所定の率は低減することができます。
- 2種以上の割増率が重複する混載荷物で、特大型と特大型以外の割増が重複する場合は、各割増率を合算します。特大型以外の割増が重複する場合は、そのうち最も高い割増率によります。
- 一口の混載荷物に割増率の異なる荷物がある場合（割増率を適用する荷物と割増率を適用しない荷物が混入されている場合を含む。）は、そのうちの最も高い割増率によります。
- 割増率と割引率が重複する場合は、割増率と割引率とを相互に加減した後、前(2)号により計算をおこないます。
- 前各号により計算した金額の10円未満の端数は、運賃料金の種別ごとに10円に切り上げます。
- 運賃料金は、個建等によって計算することができます。この場合、前各号により計算した金額をこえないものとします。

#### (運賃計算の特例)

9. 3区の集貨料または配達料は前各号の規定にかかわらず、運賃計算重量、運賃計算上の端数処理については、当該地域で適用されている一般貨物自動車運送事業特別積合せ運賃料金の適用方法によります。

#### (実費負担)

10. 荷物を取扱うため、特別の施設を必要とする場合および特別の負担または特別の作業（異種の運搬具を併用する場合や附帯料金率表以外の附帯業務を含む。）を求められた場合は、実費によります。

#### (附帯料金の種別)

- 品代金取立料
  - 品代金取立の依頼をうけた混載荷物について適用します。
- 着払手数料
  - 運賃料金の支払が着地払となる混載荷物について適用します。
- 移送料
  - 集貨、配達または入出庫に関連して移送作業を行う場合に適用します。
- 保管料
  - 混載荷物の託送前または到着後に保管の依頼を受けた場合に適用します。なお、計算日数は次によります。ア. 発送荷物は保管当日から発送の前日までの日数イ. 到着貨物は荷受人に到着通知を出した日（到着通知不要の特約があるときは、引渡し準備が終わった日）または通知にかわる掲示を出した日の翌々日から引渡し当日までの日数
- 指図書数料
  - 混載荷物の託送をうけた後、荷受人変更等の指図の依頼をうけた場合に適用します。
- 証明書発行手数料
  - 配達証明書等証明書の発行の依頼をうけた場合に適用します。
- 貨物の荷造り、仕分け、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業に伴う費用は附帯作業料を収受します。類似業務につき別に定めがあるときは、これを準用することがあります。

#### (附帯料金の計算方)

12. 附帯料金の計算方は次によります。(1)附帯料金は、附帯料金率表により、発送、到着ごとに計算します。ただし、移送料および保管料については、所定料金率を50パーセント以内増減したものにより計算することができます。(2)附帯料金率表によって計算した金額の最後に生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げます。

#### (消費税導入に伴う運賃料金の加算方法)

13. 消費税及び地方消費税の加算は、次によります。

- 運賃・料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- 前号により計算した金額の1円未満の端数は、1円単位に四捨五入します。

#### (その他)

14. この運賃および料金に関し、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で、当事者の取決めまたは慣習によります。